様式第五を次のように改める。

（様式第五）

郵送用資料複写申込書

国立国会図書館長殿

右のとおり申し込みます。

申込み上の注意

1. 調査研究目的以外の場合は、この申込書のほか、特別複写許可申請書が必要となる場合があります。
2. 所定の事項（太線枠内）を記入してお申し込みください。
3. 複写物の種類は、資料の形態、大きさ等により下記の複写物の種類・大きさの中から、当館にて選択させていただきます。

複写物の種類・大きさ	
電子式複写による印画（普通のコピー）	A4・B4・A3
マイクロフィッシュからの電子式引伸印画	B4・A3
マイクロフィルムからの電子式引伸印画	A4・A3
機械可読資料等の印刷出力による印画	A4・A3

上記以外の複写（カラーコピー、マイクロ撮影等）を希望する場合は、備考欄にその旨記入してください。

4. 料金は、複写物の種類・大きさによって異なります。詳しくは複写料金表を御覧ください。
5. 申込資料が複写できない場合は、右連絡欄により通知いたします。

※国立国会図書館記入欄

申込年月日 年	月	日	登録利用者等識別番号（利用者ＩＤ）	一連番号 / 申込総件数

図書館名・機関名／氏名（個人申込みの場合）	申込者氏名（図書館・機関経由の場合）
担当者（図書館・機関経由の場合）	複写物の使用目的 □調査研究の用に供するため □その他 （　　）
住所　〒 電話　　内線（　　）　FAX	支払の方法 □私費 □公費（国公立又はこれに準ずる機関のみ可）

請求記号	論文名 著（編・訳）者名　　出版社 誌（書）名

年	月（日）	巻	号	ページ
				ページ　～　ページ

備考（複写方法、国立国会図書館レファレンス番号等）	［貴図書館・機関受付番号］

連絡欄
□当館では所蔵していません　□その他
□該当巻号を所蔵していません
□未着です
□製本中です（　年　月ごろ利用可）

様式第八中「国際子ども図書館」を「国立国会図書館」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第一条中国立国会図書館資料利用規則第五章の次に一章を加える改正規定（第五十一条の五及び第五十一条の六に係る部分に限る。）は、平成二十六年一月二十一日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９３７７号
東京都江東区常盤２丁目13番11号
債務者　有限会社モリカワパール
代表者取締役　森川　守
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅宮　毅雄
4　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５４号
北海道函館市北美原２丁目24番３号
債務者　株式会社MOHKAS
代表者代表取締役　守屋　慎二
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦部　明子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４７３号
東京都足立区千住大川町46－９－401
債務者　亡齋藤福司相続財産
相続財産管理人　佐藤　久文
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　篤夫
4　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８５号
東京都練馬区光が丘３丁目３番１－815号
債務者　有限会社神崎工務店
代表者取締役　高橋　末行
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒須　雅大
4　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５２２号
神奈川県川崎市高津区溝口１丁目８番２号
債務者　有限会社ティー・ジー・ビー
代表者取締役　田端　允博
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５３４号
東京都昭島市東町４丁目２番１号
債務者　原島土建興業株式会社
代表者代表取締役　原島　陽一
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松阪　健治
4　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部